

- 2 > かながわコロナ医療・福祉等応援基金
- 3 > 認知症とともに生きる
> なくそうパワハラ!
- 8 > いよいよ、芸術の秋!
> ともいきバトン
- 4~7 ページは「かながわ情報館」です
※記事は8月19日時点の内容であり、変更になる場合があります



M 適切なマスクの着用



A アルコール消毒の徹底



S アクリル板等で徹底しゃへい



K 距離と換気の徹底

県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動を両立していくため、店舗や施設等がどのような感染防止対策を実施しているのかを「見える化」する「感染防止対策取組書」の普及を推進しています。8月中旬時点で、5万件を超える店舗等に登録をいただいております。街中でもこの取組書をよく見かけられるようになりました。まだ登録されていない事業者の皆さまは、大至急、登録・掲示をお願いします。最近では会食の場での感染も増えていますので、利用者もお店の皆さまも共に「M・A・S・K」の徹底をお願いします。

- 「M」会食の際にもマスクを着けるなど、飛沫感染防止を徹底してください。
- 「A」アルコールでの手指消毒と店内消毒を徹底してください。
- 「S」アクリル板等を使った遮蔽(しゃへい)を徹底してください。
- 「K」メンバーともできるだけ距離を取り、お店の換気も徹底してください。

取組書をすでに掲示している店舗も「M・A・S・K」の徹底で感染防止対策をさらに強化してください。そのための県の補助金も用意していますのでご活用ください。皆さまは「感染防止対策取組書」が掲示されていない店舗等には

行かないください。県では飲食店情報サイト「ぐるなび」と連携し、登録店を掲載しました。県のホームページでも確認できます。県はこれまで全庁的な応援体制で新型コロナウイルスと闘ってききましたが、新たに「医療危機対策本部室」を設置しました。コロナ最前線で共に闘ってくださっている医療機関等への支援をより充実させるなど、長期戦に備えてオール神奈川で取り組んでまいります。

神奈川県知事 黒岩祐治



「感染防止対策取組書」を確認しましょう

現在、飲食店情報サイト「ぐるなび」に掲載されている飲食店のうち「感染防止対策取組書」に登録いただいているお店を、「ぐるなび神奈川版」の特設サイトに掲出しています。また、県のホームページでは、取組書に登録され、対外的な公表に同意いただいているすべての飲食店を検索し、どのような感染防止対策に取り組んでいるか、確認できるようになりました。お店を利用する際はチェックしてみてください。

県民や事業者の皆さんへの「感染防止対策取組書」活用方法の紹介や飲食店の検索は、[県HP](#)をご確認ください。

「ぐるなび神奈川版」はこちら

【上記記事に関する問合せ】「感染防止対策取組書」については新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ☎(0570)056774 音声案内4番 ☎045(633)3770
「ぐるなび」との連携については県政策局総務室 ☎045(210)3015 ☎045(210)8817
感染防止対策を支援する補助金については県中小企業支援課 ☎070(1187)0382、1304、0464、0549、0564、0574、0237 ☎045(633)5062

県の人口と世帯
(令和2年7月1日現在)

総人口 9,219,863 人 男 4,594,645 人 女 4,625,218 人

前年同月比 20,273 人増 世帯数 4,210,570 世帯

県のたよりホームページ版 <https://www.pref.kanagawa.jp/tayori/>

「M・A・S・K」を徹底しましょー!

「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」

※条例上の基金の名称は「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」

いのちを支える最前線で闘う方々を応援します

新 新型コロナウイルス感染症対策の最前線で医療・福祉等の業務に従事されている方々には、自分自身や家族への感染リスクの恐怖に直面しながらも、県民の「いのちを守る」仕事にあたっていただいています。有効なワクチンや治療薬が開発され、感染症が収束するまで、現場での闘いは続いていきます。こうした厳しい状況を踏まえ、県は、医療・福祉従事者や、その方々を支えるボランティア団体などを応援・支援するため、5月15日から応援メッセージとともに寄付金の募集を開始し、8月19日現在で4億3,641万円もの寄付をいただいています。

※県職員・県議会議員の手当等削減で得られた財源と合わせて、基金の規模は11億2,412万円



基金活用事業

基金を活用して、医療・福祉の現場をどのように応援するか、県民の皆さんや、市町村、関係団体からさまざまなご意見をいただきました。備品購入や従事者への慰労金については、国の交付金等を活用して対応することとし、基金を活用した事業の第1弾としては、次のとおり医療・福祉従事者を応援する4つの事業を実施します。

みんなの感謝お届け事業 9億9,287万円

コロナ禍において困難に立ち向かう医療・福祉従事者に広く感謝とねぎらいの気持ちを伝えるため、医療機関・福祉施設に感謝のメッセージを添えた県産品等を贈呈します。また、感染症患者に直接対応した医療・福祉従事者に旅行補助券を贈呈します。

「認知症カフェ」のリモート開催を支援 2,090万円

多くが休止となっている「認知症カフェ」を実施するボランティア団体等に対し、認知症の方やそのご家族などが、安心して交流を継続できるよう、「認知症カフェ」のリモート開催に必要な端末の提供や、実施のサポートを行います。

医療通訳ボランティアの感染防止対策 71万円

医療機関への通訳ボランティアの派遣再開に向けて、感染防止に必要なマスク等を購入します。

子ども食堂の継続支援 500万円

子ども食堂の継続に支障が出ているボランティア団体等の活動を支援するため、「新しい生活様式」を取り入れて活動を行う団体等に協力金を支給します。

【募集の詳細は情報館5面および県HPをご覧ください。】



県民の皆さんから医療・福祉従事者の方へ寄せられた応援メッセージをご紹介します。

今まで経験したことのない
日々の中、最前線で
奮闘されている皆さま、
私たちの命を守っていただき
ありがとうございます。

ご自身にも
ご家族や大切な人がいる中、
自分の身を削りながら
大きな犠牲を払って医療に携わって
くださることに感謝致します。

皆さんのおかげで
私たちは笑顔で
毎日を過ごせています。
いつもありがとうございます！

1日も早く
穏やかな毎日が
戻りますように。
微力ながら応援しております！



他にも医療機関などにたくさんのメッセージをいただいています！

県は、医療・福祉の現場で働く方々への応援メッセージを募集しています。いただいたメッセージは県HPでの公開などにより、医療・福祉従事者の方へお届けします。

基金への寄付をお願いします

基金活用事業(第2弾)の実施に向け、現在も県民・企業の皆さんからの寄付を募集していますので、あたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

寄付の方法

口座振込による寄付

金融機関 横浜銀行県庁支店

口座番号 普通預金 6077519

口座名義 かながわコロナ医療・福祉等応援基金(カナガワコロナイリョウ フクシトウオウエンキン)

※横浜銀行の本店・支店の窓口で振り込む場合、手数料は無料です。また、同行のインターネットバンキング(はまぎん)マイダイレクトをご利用の場合も手数料は無料です。(ATMによる振り込みや、他行からの振り込みには所定の手数料がかかります)

ふるさと納税ポータルサイト

「ふるさとチョイス」「さとふる」からの寄付

クレジットカード等により寄付をしていただけます。



「ふるさとチョイス」は
こちら



「さとふる」は
こちら

基金活用事業(第2弾)の アイデアを募集しています

次回の基金活用事業の実施に向けた準備を進めており、引き続き、県民の皆さんからアイデアを募集しています。

寄付の方法、基金活用事業のアイデア募集、応援メッセージ等、かながわコロナ医療・福祉等応援基金について、詳しくは県HPをご覧ください。



認知症とともに生きる

9月は世界アルツハイマー月間、9月21日は世界アルツハイマーデーです。

認知 知症の高齢者は、2025年に全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達するといわれます。認知症が身近になる中、認知症の方やご家族が、地域と交流を持つことで、自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりが求められています。県は、認知症とともに生きる社会の実現を目指し、認知症について、誰もが自分ごととして捉える「認知症未病改善」の考え方を踏まえた取り組みを推進しています。



神奈川県認知症の人と家族を支えるマーク



認知症フレンドリー逗子葉山

「認知症になってもやりたいことを実現できる機会を作ろう」をテーマに活動する団体です。月に1回ずつ、ウォーキングの取り組み「歩こう会」と、音楽の取り組み「フレンドリー楽団」の練習をオンラインで行い、楽しい輪を広げています。



オレンジライトアップ 日時:9月17日~23日 18時~22時

世界アルツハイマーデーにあわせて、認知症サポーターの証である「オレンジリング」のオレンジ色に県庁本庁舎をライトアップします。

メッセージ動画募集 期間:9月11日~30日



期間中、Instagramでハッシュタグ「#認知症オレンジライトかながわ」をつけて、世界アルツハイマーデーに寄せたメッセージの動画を投稿してください。抽選で「認知症の人と家族を支えるマーク」の入ったバッグ等をプレゼントします。詳しくはInstagram (@orangekanagawa) をチェック!

「認知症施策評価のためのアンケート調査」を実施します。調査の詳細のほか、世界アルツハイマーデーにあわせた取り組みや県の施策については、県HPに掲載しています。



かながわ認知症ポータル

検索

「未病」とは…人の心身の状態は、「健康」と「病気」の間で連続的に変化しており、この変化の過程を「未病」といいます。日ごろから、食・運動・社会参加の3つを柱に、未病改善に取り組むことが大切です。

健康

未病

病気

【上記記事に関する問合せ】県高齢福祉課 ☎045(210)4846 FAX 045(210)8874

令和2年6月1日から、パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました

パワハラは、心の健康を害するほか、職場の士気や生産性の低下をもたらすなど、さまざまな弊害を引き起こします。改正労働施策総合推進法では、パワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられました。パワハラのない、生き生きと働ける職場づくりを神奈川から進めましょう。 ※中小事業主は令和4年4月1日から義務化(それまでは努力義務)

職場における「パワーハラスメント」とは

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものです。
- (①~③までの要素を全て満たすものをいいます)

例えば、上司等から…

「こんなに仕事ができないのは給料泥棒だ」
「目障りだ。いるだけでみんなが迷惑している」
「ガソリン代がもったいないから歩いて営業に行け」
「お前には似合わないから結婚指輪を外せ」と叱責されることなどです。

また、こうした暴言だけでなく、職場での仲間外しや無視、遂行不可能な業務の強制、私的なことに過度に立ち入ることもパワハラとなります。

事業主の義務となるパワハラ防止対策

- ▶ パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶ 相談体制の整備と周知
- ▶ 被害者と行為者への適正な措置 等

事業主に相談等をした労働者に対して、不利益な取り扱いをすることは禁止されています。



なくそう。パワハラ！

誰もが生き生きと働ける職場を神奈川から！



かながわ労働センターキャラクター・はたらッコ

困ったときは、かながわ労働センターにご相談ください

相談窓口

かながわ労働センター	本所	☎ 045(662)6110
	川崎支所	☎ 044(833)3141
	県央支所	☎ 046(296)7311
	湘南支所	☎ 0463(22)2711(代)

- 平日 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)
- 夜間 ○ 本所:火曜の17:15~19:30
- 川崎支所:第3木曜の17:15~19:30(予約制・来所のみ)
- 日曜 ○ 本所:9:00~17:00(12:00~13:00を除く)
- いずれも祝・休日は休み

かながわ労働センターでは、他にも法律の専門家等によるさまざまな相談を実施しています。詳しくは情報館7面をご覧ください。

かながわ労働センター

検索

【上記記事に関する問合せ】かながわ労働センター ☎045(633)6110 FAX 045(633)5401

「横浜に新たな風が吹く」

(写真:横浜市・MADOKAさん)

昔からこの場所にあったというハンマーヘッドクレーン。一般の人の目に触れることなく何十年の間ここにいたのか!?なんてもったいない!と思いながらシャッターを夢中になって切りました。(令和元年11月撮影)

■場所:横浜ハンマーヘッド(横浜市中区)
交通:みなとみらい線 馬車道駅から徒歩10分



かながわ県のたより
令和2(2020)年 9月号
No.785

<https://www.pref.kanagawa.jp/tayori/>

金沢文庫の窮地を救った、貴重な郷土資料群。



北尾重政(二代)画 西湖之八景武之金沢模写図 江戸時代 県立金沢文庫蔵

県立金沢文庫

企画展 「江戸刷り物品定メ 二代目金沢文庫長の秘策」

今 年開館90周年を迎える県立金沢文庫が所蔵する江戸時代の刷り物は、二代目文庫長・熊原政男が整理し、コレクション化しました。本展覧会では、熊原がえりすぐった浮世絵や読物を一堂に公開し、戦後の金沢文庫の復興につなげた熊原の秘策、「神奈川県文書館」構想に迫ります。

主な展示品
二代目文庫長の収集した浮世絵、「金沢八景」、「徒然草」などのコレクションをご紹介します。

詳しくは [HP](#) をご覧ください

問合せ 県立金沢文庫 ☎045(701)9069 FAX045(788)1060

- 会期:9月27日(日)まで
- 開館時間:9時~16時30分(入館は16時まで)
- 休館日:月曜日(9月21日は開館)、9月23日
- 観覧料:20歳以上250円、20歳未満・学生150円、65歳以上・高校生100円、中学生以下・障害者手帳をお持ちの方は無料
- 交通:京急 金沢文庫駅から徒歩12分、シーサイドライン 海の公園南口駅から徒歩10分
- 所在地:横浜市金沢区金沢町142

チェコ・デザイン100年の洗練に触れる。



ヤロスラフ・イェジク、ロイヤル・ドックス社 ボウルセット 1958年頃
チェコ国立ブラハ工芸美術館蔵
Collection of The Museum of Decorative Arts in Prague

県立近代美術館 葉山

企画展 「日本・チェコ交流100周年 チェコ・デザイン100年の旅」

2 020年は日本と旧チェコスロバキア共和国が外交関係を築いてから100年となる節目の年です。これを機に、県立近代美術館 葉山ではチェコ国立ブラハ工芸美術館との共催で、220点以上の作品・資料によって、チェコのデザインを100年にわたって振り返る企画展を開催しています。

[同時開催]コレクション展「ゴッホから中国孔二まで」
近年の収蔵品を中心に約50点を展示します。

詳しくは [HP](#) をご覧ください

問合せ 県立近代美術館 葉山 ☎046(875)2800 FAX046(875)2968

- 会期:9月22日(火・祝)まで
- 開館時間:9時30分~17時(入館は16時30分まで)
- 休館日:月曜日(9月21日は開館)
- 観覧料:20歳以上1,200円、20歳未満・学生1,050円、65歳以上600円、高校生100円、中学生以下・障害者手帳をお持ちの方は無料
- 交通:JR 逗子駅または京急 逗子・葉山駅からバス「三ヶ丘・神奈川県立近代美術館前」下車
- 所在地:葉山町一色2208-1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、展示内容は変更となる場合があります。

各施設の新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアルに基づき、次のことに取り組んでいます
●混雑時の入場制限 ●対人距離の確保 ●マスク等の着用 ●手洗い・手指の消毒 等

「感染防止対策取組書」もしくは「LINEコロナお知らせシステム」のQRコードの読み取りにご協力をお願いします。(事前にお友達登録をお願いします)



※QRコードという名称は株式会社デンソーウェブの登録商標です

ともに生きる

このコラムでは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に共感していただいている方々のメッセージをご紹介します。



「今月は、ちがいをかんがえるえほん『みえるとか みえないとか』の著者 ヨシタケシンスケさんに伺いました!」

それぞれの違いを意識する大切さと面白さ。

『みえるとか みえないとか』は、伊藤亜紗さんの著書『目の見えない人は世界をどう見ているのか』を絵本化しよう、というところからスタートしました。「お互いの違いを面白がる」という伊藤さんのコンセプトを絵本にするべく作業を進めたのですが、想像以上に難しく、色々と考えたすえ、「ふつう」の概念のない宇宙を舞台にすることを思いつきました。多かれ少なかれ、人はみんな違うもので、だからこそさまざまな問題も起きてしまいます。でもぼくたちは、その違いを楽しむこともできるはず。この本が、自分と他人の違うところと同じところを認識する難しさ、大切さ、面白さを考えるきっかけになってくれたら、とてもうれしいです。

絵本『みえるとか みえないとか』についてはこちらをご覧ください。



『みえるとか みえないとか』の著者
ヨシタケシンスケさん



(提供)アリス館 イラスト典拠:『みえるとか みえないとか』



ともに生きる社会 かながわ憲章

平成28年10月14日 神奈川県

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。



かながわ憲章 検索

【上記記事に関する問合せ】 県共生社会推進課 ☎045(210)4961 FAX045(210)8854

秋の全国交通安全運動 9月21日~30日

【問合せ】 県くらし安全交通課 ☎045(210)3552

- 「安全は 心と時間の ゆとりから」
- 「高齢者 模範を示そう 交通マナー」

